

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	生活衛生関係営業者の事業活動の振興のための税制上の措置		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容		公衆衛生の向上及び国民生活の安定に資するよう、国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業者の事業活動の活性化に必要な総合的な税制上の措置を講ずる。 具体的には、生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度（以下、「共同利用施設税制」という。）について、対象設備を喫緊の重点課題に重点化※した上で、適用期限を平成 26 年度末までの 2 年間延長するとともに、法人の支出する交際費等の損金不算入制度（以下、「交際費課税」という。）について、所要の見直しを行う。 法人（租税特別措置法第 44 条の 3 及び第 61 条の 4） 連結法人（租税特別措置法第 68 条の 24） ＜※政策効果が低いため対象外とする共同利用施設＞ ・ 共同特殊品処理工場 ・ 共同特殊品保管庫 ・ 共同スポーツ施設 ・ 移動研修車 ・ 共同調理炊飯施設 ・ 共同駐車場	
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－百万円 （－百万円）

(1) 政策目的

生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。

生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針（振興指針）に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業（振興事業）に関する計画（振興計画）を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。

共同利用施設税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図る。

また、景気悪化や東日本震災の影響等により、深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確かなものとするため、交際費課税の見直しにより、法人企業の営業活動を促進し、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要の喚起を図る。

(2) 施策の必要性

生衛業は国民生活と極めて密着し（全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11.4%）、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。

一方、その大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに労働環境の改善及び福利厚生の実等を強力に推進する必要がある。

現在の生活衛生関係営業の業況判断 DI（▲46.7＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成24年1-3月期）は低調で、経営状況の悪化が懸念されている。さらに、今後見込まれる新たな負担増による消費意欲回復の妨げ、為替動向への懸念、電力料金の値上げや夏場の電力供給不安など中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。

このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる共同利用施設税制により、生活衛生同業組合等の設備投資（共同利用施設取得）を誘因する必要がある。

また、①個々の法人企業に対して飲食費を損金として認めることにより、営業活動の促進を図るとともに、②飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要を喚起し経済の活性化に繋がるという、ミクロとマクロの両面で効果を発揮する交際費課税について検討を行うことが必要である。

なお、税制改正要望に先だって、生活衛生関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループ、生活衛生関係営業の振興に関する検討会において共同利用施設税制の政策効果の検証と今後の政策的意義に関する検証が行われ、平成24年7月に『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第4次報告書（以下、「報告書」という。）』としてとりまとめられた。報告書では、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点4分野（少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備）に重点化した上で、現行の政策税制とし

		ての役割を維持することが必要と結論付けられた。 また、報告書において、「法人が支出した交際費は本来損金であり、昨今の厳しい経済情勢や疲弊している中小零細の飲食店等の経営状況が深刻であること、欧米諸国との均衡に鑑み、本検討会としては、交際費課税の廃止について提言する」と結論付けられた。 (3) 要望の措置の適正性 交際費課税は昭和 29 年の制度創設以降、累次の制度改正が行われてきたが、現在の経済社会情勢に鑑み、課税の目的・範囲について改めて議論の上、整理・検討し、所要の見直しを行う必要がある	
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
		政 策 の 達 成 目 標	生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。また、交際費課税については、法人企業の事業活動を活性化させ、国外及び国内に端を発する景気悪化により深刻な状況にある我が国経済を回復軌道に乗せ、景気回復基調を確実なものとすることを目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「大企業製造業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行）、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁）やGDPギャップの数値等を参考にする。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成25年4月1日から平成27年3月31日まで (平成25年度～平成26年度)
		同上の期間中の達成目標	生活衛生同業組合等における共同利用施設の拡大を通じて、経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要である。また、交際費課税については、「大企業製造業の業況判断DI」（「日銀短観」（日本銀行）、「中小企業の業況判断DI」（「中小企業景況調査」（中小企業庁）やGDPギャップの数値等を参考にする。
		政策目標の達成状況	中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、中小企業の業況判断DIは▲21.7（平成24年4～6月）となっている。 相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にあり、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要がある。 また、大企業製造業の業況判断DIは▲1となっており、交際費課税の見直しにより法人企業の経営安定を図ることが必要。 (出所) 日本銀行 「日銀短観(2012年6月調査)」 中小企業庁「第128回中小企業景況調査」
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適 用 見 込 み	○共同利用施設特別償却設備取得額見込みの推移 平成24年度 81百万円(特別償却設備取得額) 平成25年度 280百万円(特別償却設備取得額) ※(社)全国生活衛生同業組合中央会調べ また、厳しい経営環境にあるなか、交際費支出は事業活動に

			必要不可欠な支出という性質があり、広く利用が見込まれる。これにより、事業活動促進につながるとともに、飲食店営業の需要喚起や派生需要が発生することが期待される。
		要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	共同利用施設税制を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られることが見込まれる。 また、近年の経済低迷によりコスト削減圧力が強まるなか、飲食費は取引先との関係維持、新規顧客の開拓等に必要不可欠な費用であり、交際費課税の見直しにより営業性資金の確保を支援することは、法人企業の営業活動を促進し、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要の喚起を図る手段として有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	共同利用施設税制が活用されるよう、平成24年4月に厚生労働省から各生活衛生同業組合連合会及び全国生活衛生同業組合中央会に対し、利用促進の通知を行った（健衛発0403第3号等）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	共同利用施設税制が活用されるよう、株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算を確保する。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	生活衛生関係営業を営む者に対して共同利用施設税制により共同利用施設の取得をさらに促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。
		要望の措置の妥当性	生衛業は国民生活と極めて密着し（全産業 589 万事業所のうち 19.5%、全従業者 5,844 万人のうち 11.4%）、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点は特に重要である。共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生衛業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生衛業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性はある。 また、資本金1億円超の法人企業においては、交際費について全額損金性が認められていないため、交際費支出を抑制する傾向があり、経済活動の沈滞化を招く要因となっている。交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、経済の発展に資する観点から、昭和29年度に制度創設されたものであるが、近年、我が国経済はデフレ経済のもとで、国外及び国内に端を発する景気悪化

		により、地域経済の疲弊、雇用の縮小と賃金水準の低下、生産拠点の海外展開の加速、株安・円高を背景とした企業・消費者マインドの冷え込み、生活保護受給者の増加など非常に深刻な状況が継続している。 こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本要望措置により見直し、法人の支出する交際費の損金性を認め、新規顧客の開拓や販売促進の手段としての交際費支出を政策誘導する。これにより、低迷する企業活動の円滑化を図るとともに、飲食店営業を中心とする生活衛生関係営業等の需要を喚起し、派生需要や乗数効果を通じGDP及び税収の増加を確保することで、財政収支の改善に寄与する。																										
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○過去5年間の共同利用施設の推移 (対象施設数) (特別償却対象設備取得額) (特別償却実施額) <table><tr><td>20年度</td><td>0</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>21年度</td><td>0</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>22年度</td><td>2</td><td>9.4百万円</td><td>0.8百万円</td></tr><tr><td>23年度</td><td>2</td><td>170.0百万円</td><td>10.2百万円</td></tr></table> ○過去5年間の交際費支出額の推移 <table><tr><td>平成18年度</td><td>3,533,828百万円</td></tr><tr><td>平成19年度</td><td>3,379,994百万円</td></tr><tr><td>平成20年度</td><td>3,226,064百万円</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>2,997,859百万円</td></tr><tr><td>平成22年度</td><td>2,935,972百万円</td></tr></table> (出典) 国税庁「会社標本調査」	20年度	0	—	—	21年度	0	—	—	22年度	2	9.4百万円	0.8百万円	23年度	2	170.0百万円	10.2百万円	平成18年度	3,533,828百万円	平成19年度	3,379,994百万円	平成20年度	3,226,064百万円	平成21年度	2,997,859百万円	平成22年度	2,935,972百万円
	20年度	0	—	—																								
	21年度	0	—	—																								
	22年度	2	9.4百万円	0.8百万円																								
23年度	2	170.0百万円	10.2百万円																									
平成18年度	3,533,828百万円																											
平成19年度	3,379,994百万円																											
平成20年度	3,226,064百万円																											
平成21年度	2,997,859百万円																											
平成22年度	2,935,972百万円																											
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にあるが、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要がある。 また、法人企業にとって必要不可欠な営業経費である飲食費について、税制上の優遇を施すことは、法人企業の営業活動を促進し、飲食店営業を中心とした生活衛生関係営業の需要の喚起を図る手段として有効であり、交際費支出の多くが飲食店で消費されると考えられるが、産業連関表を用いた分析によれば、飲食店の売上げが1増加すると、産業全体で0.93の派生需要が発生すると計算されている。 (出典) 総務省「平成17年(2005年)産業連関表」																											
前回要望時の達成目標	生活衛生同業組合等における共同利用施設の拡大を通じて、経営基盤の強化を図る。ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じることが必要である。																											
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の	生活衛生同業組合等においては、平成23年度においても共同利用施設の設備投資が行われたが、いまだ多くの組合の財政基盤が脆弱である。また、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速、震災による家計マインドの萎縮により、設備投資機会が損なわれており、十																											

	理 由	分な対応状況とはいえない。																																										
これまでの 要 望 経 緯	○共同利用施設税制 創設年度 昭和 55 年度 期限切れごとに延長要望（直近は平成 24 年度）																																											
	○交際費課税 創設年度 昭和 29 年度																																											
	（最近の交際費課税の主な改正事項）																																											
		<table><tr><th></th><th>対象法人</th><th>損金算入限度額</th></tr><tr><td rowspan="3">昭和 57 年度</td><td>資本金 5,000 万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>5,000 万円以下</td><td>定額控除(300 万円)</td></tr><tr><td>1,000 万円以下</td><td>定額控除(400 万円)</td></tr><tr><td rowspan="3">平成 6 年度</td><td>資本金 5,000 万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>5,000 万円以下</td><td>定額控除(300 万円) × 90%</td></tr><tr><td>1,000 万円以下</td><td>定額控除(400 万円) × 90%</td></tr><tr><td rowspan="3">平成 10 年度</td><td>資本金 5,000 万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>5,000 万円以下</td><td>定額控除(300 万円) × 80%</td></tr><tr><td>1,000 万円以下</td><td>定額控除(400 万円) × 80%</td></tr><tr><td rowspan="2">平成 14 年度</td><td>資本金 5,000 万円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>5,000 万円以下</td><td>定額控除(400 万円) × 80%</td></tr><tr><td rowspan="2">平成 15 年度</td><td>資本金 1 億円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td>1 億円以下</td><td>定額控除(400 万円) × 90%</td></tr><tr><td>平成 18 年度</td><td>全法人</td><td>一人あたり 5,000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く)について、一定 の要件のもとで交際費の範囲から 除外</td></tr><tr><td>平成 21 年度 (経済危機対策)</td><td>資本金 1 億円超</td><td>全額損金不算入</td></tr><tr><td></td><td>1 億円以下</td><td>定額控除(600 万円) × 90%</td></tr></table>		対象法人	損金算入限度額	昭和 57 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円)	1,000 万円以下	定額控除(400 万円)	平成 6 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 90%	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 90%	平成 10 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%	平成 14 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	5,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%	平成 15 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入	1 億円以下	定額控除(400 万円) × 90%	平成 18 年度	全法人	一人あたり 5,000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く)について、一定 の要件のもとで交際費の範囲から 除外	平成 21 年度 (経済危機対策)	資本金 1 億円超	全額損金不算入		1 億円以下
	対象法人	損金算入限度額																																										
昭和 57 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																										
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円)																																										
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円)																																										
平成 6 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																										
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 90%																																										
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 90%																																										
平成 10 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																										
	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%																																										
	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%																																										
平成 14 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入																																										
	5,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%																																										
平成 15 年度	資本金 1 億円超	全額損金不算入																																										
	1 億円以下	定額控除(400 万円) × 90%																																										
平成 18 年度	全法人	一人あたり 5,000 円以下の飲食費 (社内飲食費を除く)について、一定 の要件のもとで交際費の範囲から 除外																																										
平成 21 年度 (経済危機対策)	資本金 1 億円超	全額損金不算入																																										
	1 億円以下	定額控除(600 万円) × 90%																																										